

(仮称) かすかべひがし交流センター展示設計製作業務委託仕様書

1. 業務名

(仮称) かすかべひがし交流センター展示設計製作業務委託

2. 履行場所

春日部市粕壁東三丁目 2 番 15 号 春日部市教育センター

3. 履行期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 17 日 (金) まで

4. 業務対象

春日部市教育センター 1 階 観光機能エリア 床面積約 517 m² (別紙参照)

5. 業務内容

本業務は、展示設計業務と展示製作業務を行う。

(1) 展示設計業務

下記の業務内容を行うこと。また、建築改修工事業者等と矛盾、齟齬が無いよう適宜、調整を行うこと。

- ① コンセプトの検討
- ② 展示構成の検討
- ③ 展示ゾーニング・レイアウト及び動線検討
- ④ 施設サイン配置計画の作成
- ⑤ 展示基本設計図の作成 (平面図・展開図)
- ⑥ 空間イメージ作成 (3 点程度)
- ⑦ 展示製作費概算の算出
- ⑧ 展示実施設計図の作成
 - ア 平面図・展開図
 - イ 内装仕上げ
 - ウ 造作・什器図
 - エ 模型造形図
 - オ 映像音響システム図
 - カ 映像音響コンテンツ図
 - キ サイングラフィック図
 - ク 展示演出照明図
 - ケ 家具備品図
- ⑨ 展示製作費の算出

- ⑩ 展示製作工程表の作成
- ⑪ 運営検討業務の検討
 - ア 施設運営方針の検討
 - イ 事業活動方針 及び 概略業務内容の検討
 - ウ 運営手法（直営・委託・指定管理等）／役割分担の検討
 - エ 想定される運営体制・必要ポスト数の検討
 - オ 諸条件の整理（入館料・開館時間・休館日等）
 - カ 想定利用者数の仮設定
 - キ 開館準備費 及び 運営費概算収支の検討

（２）展示製作業務

下記の業務内容を行うこと。

- ① （１）⑧展示実施設計図に従って、展示物等の製作・設置を行うものとする。
- ② 建築改修工事業者と矛盾、齟齬が無いよう適宜 調整を行うこと。
- ③ 現場施工時には建築改修工事や既存施設の運用に十分配慮すること。

6. 打合せ及び記録

必要に応じて打合せを実施すること。また、記録を発注者へ提出すること。

- （１）本業務委託の遂行にあたり、履行期間中は定期的に打合せを実施すること。
- （２）打合せを行った場合には、速やかに打合せ記録簿を作成し、監督員へ提出すること。

7. 成果品

下記成果品を発注者と協議し期日までに提出すること。なお、形式等は発注者と協議の上、決定する。

展示設計業務（令和8年度末）

- （１） 展示実施設計図面 2部・A3
- （２） 展示完成イメージ図 1部・A2
- （３） 展示設計概要説明書 2部・A3
- （４） 展示維持管理費概算書 2部・A4
- （５） 展示製作費内訳書 2部・A4
- （６） 運営方針報告書 2部・A4
- （７） 上記電子データ一式 1部
- （８） 成果品は、春日部市に帰属する。また、許可なく複製又は他に公表してはならない。

展示製作業務（令和9年度末）

- （１） 展示製作費内訳書 2部・A4
- （２） 展示製作完成図 2部・A3

- (3) 各種取扱説明書 2部・A4
- (4) 展示パンフレット 1,000部・A4
- (5) 上記電子データ一式 1部
- (6) 成果品は、春日部市に帰属する。また、許可なく複製又は他に公表してはならない。

8. その他必要事項

その他、必要な事項を下記に定める。

(1) 保証期間

展示製作物に関する保証期間は、引渡完了の日から1年間とする。ただし映像機器など納品物が個別の保証期間を有する場合はこの限りではない。

(2) 著作権使用料

現時点で本業務に著作権使用料は含まれていない。

(3) 著作権

本業務にかかる成果品(図面、仕様書、データ、映像等を含む)の著作権は、原則として発注者に帰属するが、株式会社双葉社および第三者(以下、「双葉社等」という)が従前より保有する著作物が含まれる成果物の取り扱いとその著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう)の帰属については、双葉社等と市が協議して定めた条件に従うものとする。

(4) 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(5) 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議によるものとする。

(6) 情報の管理

受注者は、本業務に関連して知り得た機密を第三者に対して漏洩、開示してはならない。

(7) 参考文献等の明記

業務に文献やその他の資料等を引用した場合は、その文献資料名を明記するものとする。

(8) 貸与品

発注者は、本業務の実施にあたり、必要な資料を貸与する。

9. 仕様書に定めのない事項

本仕様書に記載のない事項については、発注者とその都度協議のうえ決定する。

案内図



業務対象位置

(1階観光機能)

